

国の「新行革推進指針」と 本町の行財政改革について



問 地方公共団体においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてきたが、その進捗状況は国民の厳しい視線を向けられており、これらの状況を改めて認識の上更なる改革を進めていくことが必要と思う。

総務省は昨年3月、地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針を策定し、全国の地方公共団体に通知したと伺っている。

指針では住民と協働し、首長のリーダーシップのもとに危機意識と改革意欲を、首長と職員が共有して取り組んでいくことが求められている。

さらに指針では、平成17年度からおおむね平成21年度までの5年間の具体的な取り組みを明示した集中改革プランを策定し本年度中に公表することを求めているようであるが、平成17年度に合併を行う予定である

市町村については、合併後の行政体制の整備の状況を見極めつつ適切に対応することとなっているようである。

従って、本町はこれに該当するため今後において取り組みにかかることと思慮されるが、本町としてもこれまで積極的に行政改革に取り組んできており、指針に示された各項目が本町の行革大綱の実施事項に重複している部分もあり、既

に実施中のもの、現在検討中のもも含まれているやに見受けられる。

本町としてはこの指針をどう受けとめ、どう対応されるのか町長の所見を伺う。

町長

国の地方分権改革、規制緩和、三位一体の改革など、刻々と変化する行政課題に対応し、新たな行政改革大綱及び推進計画を策定するため、昨年5月に「幕別町行政改革推進本部」

を設置した。

現在、策定作業を進めている新たな行政改革大綱の基本的な考えとして、次の4つの視点から事務事業全般の見直しを行っている。

①「行政の公平性・効率性の追求」

行政サービスの公平性を図るため、適正な受益者負担を原則とし、効率的な財政運営を図る。

②「住民と行政の協働による改革の推進」

住民・地域、ボランティア、NPO等の町政への参画と地域の自立を尊重した住民との協働体制を推進する。

③「新しい公共空間の形成の推進」

指定管理者制度の導入など「公と民」の役割分担の明確化と協働の視点で「新しい公共空間」の形成による公共サービスの質の向上を図る。

④「地方分権への対応」
地方分権一括法の施行と

道州制の推進を踏まえ、これに対応する組織機構・行政システムの構築を図る。これら4つの視点から見直しをすることで、国が示した、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針と整合性を図り、一層の効率的な財政運営を行い、住民サービスの向上に努めたい。



役場2階から1階に移動した商工観光課

※一般質問の質問内容及び答弁内容は要約してあります。

食育、朝食欠食児童の

現状と対応について

問 食育基本法は、子供から大人まで食に関する知識と選ぶ力を身につけ、国民が健全な食生活をおくることを目標に、昨年7月に施行された。

子供への食の指導を担う栄養教諭の制度も始まり、幼いときから日常生活の中で、自然のうちに食の大切さを知り、体だけではなく心の健康を育むこと、何が必要で何が体に安全なのか、これを教えるのが食育の基本と言われている。食育こそ健全な社会を作る土台になっている。

最近、不規則な食生活から、個食や偏食などで、朝食を食べない欠食児童が増え、肥満や生活習慣病が増加し、教室内では落ち着きがなく、暴力的で切れやすく、心の発達に大きな影響を与えていることから幕別町においても食育の教育が始まっている。

朝食欠食児童の現状と対

応は。

また、栄養教諭の配置は。

教育長

平成17年8月に

幕別町PTA連合会が実施したアンケート調査によると、朝食欠食児童は、小学生が7%、6年生が6%、中学2年生が4%と報告されている。

この数字は全国平均や全道平均と比較すると低い率である。



給食の様子



朝食を取らない理由は、小学校では「食欲がない」が55%、「時間がなくて」が45%、中学校では「食欲がない」が33%、「時間がなくて」が66%となっている。各小中学校において、生活習慣の見直しにより、夜更かしや不要な夜食を取らない、早起きして時間に余

薬物乱用防止 キャラバンカーの活用について

問 薬物がインターネットで簡単に購入できるとき、誰が薬物に手を染めても不思議でない社会、最近の新聞によると錠剤麻薬の押収量と検挙者数が報道されていた。

どちらも2000年から5年間で、6倍に急増している。検挙者は圧倒的に青少年が多い。

薬物に手を染めることがないように各学校にキャラ

裕を持つなど指導し、家庭には学校だよりや保健だよりを通じて対応している。

栄養教諭の配置については、現在、給食センターの栄養士3名のうち、17年度に

1名、18年度中に2名が免許を取得する予定である。

栄養教諭の配置先については、北海道教育委員会と協議するが、本町においては、給食センターに配置

し、各学校へ栄養指導に向く方式の方が、より活動しやすいと考える。



バンカーを導入して、薬物の怖さ、恐ろしさを体験学習として取り入れては。また、教育現場での取り組みと活用の考えは。

教育長 全国で8台ある

キャラバンカーは、平成14年度に幕別高校、平成15年度に幕別中学校、札内中学校を訪れ、生徒への指導・啓発を行っている。

北海道では札幌を拠点に

4月から12月にかけて道内を巡回しており、地域をあげて子どもたちを健全に育てていくために、児童生徒はもとより、保護者に対する啓発を含め、学校、児童生徒健全育成推進委員会等でのその活用について協議したい。

取り組みについては、学習指導要領でも、小学校、中学校とも、保健体育や特別活動の時間に、薬物の健康への影響、依存性・危険性の高さについて指導に取り組んでいる。札内東中学校では、総合的な学習の時間を活用し、帯広警察署生活安全課の担当者を講師に、「薬物乱用防止教室」を開催している。

幕別中学校では、保健室の前に薬物の模型及び、薬害による実態のパネルを展示し、生徒に対し危険性を喚起している。

幕別町における今後の環境問題への取り組みについて



問 環境問題は現代社会における最重要課題の一つである。

幕別町では第四期総合計画の中に「快適な環境を確保し将来に継承するためには環境の保全のみならず社会経済システムのあり方や個々のライフスタイルを見直し、豊かな自然を保全するための施策を積極的に展開する必要があります。」

と明記し、その基本方針には住民、事業者、行政の連携のもとで健康で豊かな環境を維持できるまちづくりを進めるとある。

それに基づき町では様々な取り組みがなされているが、尚一層取り組みを具体的に進めるために国の環境基本法や北海道環境基本条例に則した幕別町独自の基本的な考え方、理念に基づ



いた「幕別町環境基本条例」を制定し、行政、事業者、住民の責務、費用の負担のあり方、規制、テーマ、学習、民間活動の推進、情報提供、調査の実施報告等の「環境基本計画」を策定し、公害

対策審議会等の個別の会議を環境審議会一つにまとめ一体感のある環境行政を行うべきだと思うがどうか。

また、様々な施策を一体となつて推進するために役場内の各部署の担当者による委員会を設置し意思の疎通をはかり情報を交換し協力しながら環境行政を推進することが大切だと思うがどうか。

町長 近年、二酸化炭素が原因による地球温暖化や科学物質などによる大気や水の汚染など地球環境の危機が叫ばれている。

道内では、北海道や、札幌市、帯広市など16市5町が環境保全に対する理念や、

住民、事業者及び行政の責務を規定した環境基本条例を制定している。

本町においては、環境基本条例は制定していないが、「新町まちづくり計画」及び合併前の幕別・忠類両町村の総合計画において、自然保護、環境保全などについて明記しており、これら計画に沿って施策を実施している。

地球環境の危機は、人間の社会活動に起因しているといわれ、環境の保全と創造は、一人一人、個人の取り組みから始まり、国全体あるいは世界中で取り組みなければならぬ大きな問題だと考えている。

本町としても、将来の幕別を担う子どもたちのためにも、取り組みを強化しなければならぬと認識している。

今後も先進の事例等も研究し対応したい。

施策の一体的な推進のための委員会の設置については、人口規模の大きな地方自治体では、各部署が縦割りに独自で動く傾向が強いことから委員会的なもの

を設置している。

本町においては、省エネルギービジョンや新エネルギービジョン策定などの環境問題に対し、随時、庁舎内職員を横断的に組織した委員会を設置して、全庁一体となった取り組みを進めている。

工場の建設や、土地開発計画などの申請があった際には、周辺環境への影響がないかなどの検証を、関係部署が常に連携し取り組んでいる。

今後も、委員会の業務や必要性など十分に検討したい。

決裁・専決権限のない

忠類担当助役について

問 合併後の忠類地域がしっかりと息づいていくためには、この地域の自治が保障される必要がある。

幕別町の事務決裁規程を見ると、忠類担当助役に事務決裁・専決の権限が定められていない。

忠類総合支所が置かれ担当助役が配置されたのは、心配されている合併後の急激な過疎化、ひとり一人の顔が見える身近な自治の後退、福祉や行政サービス、著しい低下、診療所や救急体制の崩壊などを、避けるためであると思う。

今まで特別会計を含めて32億円以上の予算が村長の責任で執行されてきたが、この地域の自治と経済にとって大きな意味を持つていた。

忠類担当助役に専決権限を与えて予算の執行を委ねることは、対等の立場で合併の協議を進めてきたこと

を考えれば当然であり、忠類地域の自治・自立に欠かすことはできない。

道内の他の編入合併町村と同じように忠類地域を扱うべきと思うがどうか。

町長

忠類担当助役には、町の付属機関である幕別町忠類地域住民会議と連携を図り、住民の意向や要望の把握に努め、忠類地域発展に尽力する重要な役割を担うと同時に、忠類地域の事務事業のみを担当するのでなく、幕別町全体の均衡ある発展のために、町の総合計画策定や、予算編成などの重要案件にも関与する役割も担う。

事務決裁規程では、助役の専決規定は従前からなく、忠類担当助役に専決規定を置かないのはこれに基づくものであるが、案件または、状況に応じ、代決規定により対応する。

忠類総合支所における部

長職、課長職の職員には本庁の同等職と同様の専決規定が設けられており、総合支所内で決裁が完結する案件も多くある。

乳幼児医療費の助成拡大について

問

合併は、お互いの良い点を尊重して残す努力をすべきだ。旧忠類村で実施していた各種助成制度が無くなるうとしている。

少子化社会となり子育て支援のため全国で医療費助成制度が拡大されてきているが、合併相手が実施していた乳幼児医療費の就学前までの無料化を、新しい町に広げるべきではないか。

町長

合併による財政効果114億円を考えれば可能だ。



住民の皆さんに協議して頂いた内容に沿って、昨年の9月定例町議会で、条例に忠類の経過措置を規定し、本年10月から合併前の幕別町の助成内容に統一することとした。

厳しい財政事情により、乳幼児医療費無料化を就学前まで拡大することは、現在のところ考えていないが、先般、国会に提出された医

療費制度改革関連法案に、平成20年4月から、乳幼児の医療機関等における自己負担を、就学前まで2割に軽減することが盛り込まれ、乳幼児医療費助成については、北海道医療給付事業の助成を受けて実施していることから、北海道が国会の議論を受け、どのような対応をするか推移を見守り対応したい。

学校教育について



問

平成18年度「教育行政執行方針」の中に

ある様々な施策や制度に対して確実な成果を上げていくためには、やはり人づくりが最も重要である。子どもたちが生き生きと暮らせるような学校教育をするためには、今考えられる最善の教育を子どもたちに与えられるようにすることが、

教育長に与えられた大きな使命だと思う。教育改革は永遠の課題である。

①学校を組織として機能させる仕組みづくりと、教員一人一人の資質・能力の向上に向けた取り組みについて、また、教員は授業の指導力を高める努力が必要であるが、これらに対する教育長の所信を伺う。

②町教育委員会は、出来る限り教育現場に行き、学校や教員が困っていること、そして何より子どもたちが直面している課題を発見し、道に伝えていくことが必要

と思うが、これらに対する教育長の所信を伺う。

③「教員評価制度」の導入と管理職研修の重要性について。

④平成12年度～17年度までの教育施策に関しては現場の実態を把握した上で、今年度からはこれらのものを一定方向にまとめ上げるための「教育施策を編集する時期」に来ているのではないか。また町民に対する説明責任についての考えは。

⑤「学校パワーアッププラン」の推進に関して、教員の資質能力の向上に向けた具体的取り組み以外の項目に関して、合併という背景を考え合わせた上での教育長の考えを伺う。

教育長

①学校現場では、校務分掌や学年ごとにリーダーを位置付け、教職員を組織化し、学校の教育力を高めることに努めている。

文部科学省、北海道教育

委員会をはじめ、各教育研究所、教育研修センターなどで機会と場が組織され、初任者研修、10年研修、校内研修、教科別サークル研修など様々な形で行われている。最も効果的・実践的な研修は、自分が勤務する学校において、日常の授業、日常の指導を通して行われる校内研修の充実が大切であると考える。

各学校で組織的・計画的に研修が行われるよう、年度の研修計画の充実を期するよう指導するとともに、外部の人材等を招へいするなど、研修の質を高めるよう各学校へ指導している。

②現場主義の考えに立ち、「まずは学校へ出向くこと」を基本とし、教育委員会職員に指導している。

日常的な動きだけでなく、毎月行う定例校長会会議を順番に町内の各学校で行い、教育委員会事務局職員と町内の校長が全員で授業を参観しており、学校の各種情報を収集するのみならず、開かれた学校、開かれた教員としての意識改革の効果があると考える。



十勝教育研修センター

③平成19年度から施行の予定だが評価内容については未定である。

教員の評価制度の導入は、学校の活性化と教員の資質、能力の向上を目標とし、その結果、児童生徒に還元されるよう進めるべきである。

④各種事業を進めてきた中で、一定の成果が得られたものについては終了し、新たな事業の展開を考えてい

かなければならないと考えている。

⑤校長会議や、教職員を対象にした研修会にて、管理職や教職員が一体となつて仕事が進められる体制づくりについて話し合いを進めている。

不祥事については、管理体制、チェック体制の指導徹底に努めている。

新町まちづくりに

向けて



問 本町は地方分権一括法のもと忠類村との合併を果たし、これから始まるであろう本格的な地方分権時代に対応したまちづくりが求められている。

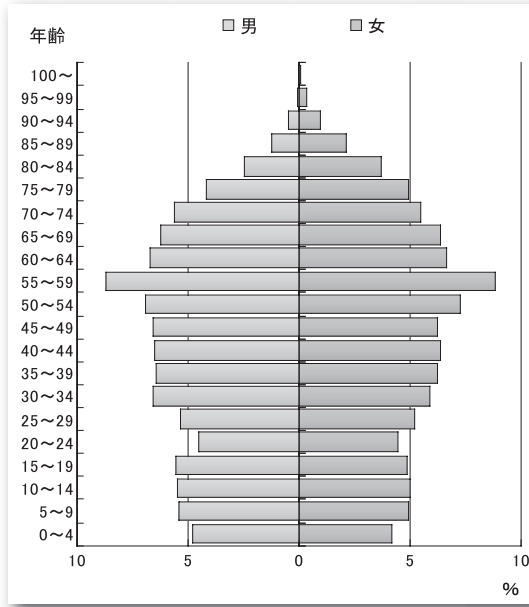
これからの地方自治体は今まで以上に自立性を高めた上で「自己決定」と「自己責任」に基づいた政策判断による住民のためのまちづくりを目指すべきと考える。

そこで、新生幕別町は約2万7500人規模となつ

たが、自主的財源の確保や人材の育成・確保の観点から必要とされる生産年齢人口はどの程度なのか。今後のまちづくりにおける人口の数値目標について所見を伺う。

町長 15歳から64歳までの生産年齢人口については、これまで人口の増加に伴い、拡大を続けてきたが、総人口に占める割合では、平成12年国勢調査では64・8%

で、ピークであった平成7年の調査と比較すると1・4%低下している。平成17年の国勢調査の生産年齢人口は、まだ集約されていないが、新町まちづくり計画においては、平成12年の調査と比較して、1・8%の減63%と見込んでいる。平成27年には58・6%に減少すると推計している。生産年齢人口を増加させることは、税金や人材の確保という観点からも大変重要なことである。本町で必要とする生産年齢人口を数字に表すのは大変難しい。今後のまちづくりにお



平成18年3月31日現在の幕別町の人口ピラミッド

道内分権について

問 道は昨年、道が持つ権限4、130条項のうち2、054条項を市町村への移譲対象とする方針を決定した。道は道州制をにらんだ道内分権推進により、迅速な事務対応・地域特色を生かし、利便性も向上すると期待をする。

この度芽室町がパスポートの発給業務の移譲を受けようとしており、住民にとっては、役場の事務の充実が望ましくもあり、町にとっては、負担の増加が見込まれる。

その状況の中で道からの移譲要望に対して本町はどのようなスタンスで議論に取り組んだのか、移譲を希望する事務・権限の有無も含めて町長の見解を伺う。

町長 現状で、北海道から事務・権限の委譲を受けられる548項目をすべて検討し、住民サービスの向上につながるものは、積極的に委譲を受ける方向で検討した結果、平成17年4月から、農地法に基づく3項目の事務、農業振興地域の整備に関する法律に基づく1項目の事務及び屋外広告物法に基づく4項目の事務について委譲を受けた。

平成18年4月からは、工場立地法及び工場立地の調査等に関する10項目の事務と家畜取引法に基づく3項目の事務の委譲を受けることと道と協議を進めている。パスポートの発給業務については、発給窓口が当初原則1町村1カ所と制限されたこと、発行情の費用が市町村負担になることから、委譲を見送った。

今後も、委譲が可能な事務・権限については、住民サービスの向上を基本として対応したい。

合併による国の財政 優遇措置確保に総力を



問 合併の優遇財政措置として合併特例債、合併補助金、特別交付税が措置され合わせて114億の効果があらとされてきたが、国はここにいたって特例債の事業分と補助金について適用範囲を見直したと聞く。町ではすでに地域インターネット事業に着手し、特例債も独自事業に振り替えを決めているが、予定通りに確保されなければ、効果もなく、新たな住民負担も心配される。そこで、①国の見直しの内容②影響額③合併歳入効果40億円の見直し④財政確保の手立てについて伺う。

③大きな制度変更もなく、現段階では見直しについて変更はない。
④国からの財政支援は、合併補助金、地方交付税、合併特例債の3つがある。地方交付税及び合併特例債は法律に規定されており、今後当然として措置される。合併補助金については、国に対し要請活動を行っている。

「品目横断的経営安定対策」 など農業対策について



問 これまでの全農家を対象にした品目ごとの価格・経営安定化対策が全廃され、2007年から、「品目横断的経営安定対策」が実施される。小規模農家や畜産の兼業農家の影響は大きく減収は避けられない。この政策で全国の農家を最終的には1割以下に、農地も6割にするとしており、食料の問題にも直結する。対策について伺う。

れ畜産農家に対する影響も大きい。影響と対策について伺う。

町長 ①当初合併後3年間の事業採択期間が、合併後10年間に期間が伸びたこととは、改善されたと考える。
②合併特例債や合併補助金の申請は平成18年度が初めてであり現段階では影響がない。

①平成17年の農業センサスの農業者数によると幕別地域が561戸、忠類地域が98戸、合計659戸となっている。そのうち認定農業者数は、本年2月末で、幕別地域が430戸、認定率は76.6%、忠類地域は、57戸、認定率58.2%、全体では487戸、73.9%となっている。

①認定農業者数
②基準所得水準
③対象外となる農家に対する対策。また、乳量の出荷調整が13年ぶりに打ち出さ

所得の目標金額を700万円程度から400万円程度に見直す予定である。
③現段階では、不透明なところもあり、何戸の農家が対象外になるか把握できないが、農業委員会や、農業振興公社、さらには各農協と連携を図り認定農業者となるための指導・助言を行っている。

問 乳内あかしや団地など老朽化が進み、修繕にも多額の費用を必要とするが、計画をもって整備に当たるべきである。

公営住宅の 整備について



町長 平成11年に策定した、幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランに基づき老朽となる住宅の再生、住民ニーズに対応した公的住宅の建設及び既存団地の建て替えを実施している。忠類地域においても、忠類村公共賃貸住宅再生マスタープランに基づき、建て替え等を実施していたが、状況や、町村を取り巻く環境が大きく変化したことから、今後は、それぞれの地域の状況等を把握し新町における新たな公営住宅ストック総合活用計画を策定する予定であり、その中で長期的計画を策定し整備を進めたい。



幕別地域の公営住宅

観光開発振興について



問

わが町の活性化を図るためには、農業をはじめ商工業の発展、特に観光開発に重きを置いた産業振興が急務である。

それには、幕別町の自然や文化財など眠っている観光資源を発掘し、光をあて、有効に活用するなど、時代のニーズを把握した新たな対応が必要と考える。

パークゴルフはいまや国民的スポーツとして内外に普及したが、幕別町の観光知名度は今一つというのが実態である。

例えば、南幕別から忠類方面の一大農村自然景勝地や西幕別の日高山脈を眺望する丘陵景観地、新田牧場や晩成社の水田開発の歴史的遺産、忠類のナウマン象発掘遺跡や丸山展望台などの資源利用。

また、考古館及びふるさと館の老朽化と利用度の減少に対応するための発展的統合とそれに伴う産業生活

歴史館（仮称）の新設及びその観光活用などが考えられる。

こうした施設の運営や景観地訪問、歴史探訪、交流イベントなどは効率やサービスマン材開発等、民間人観光ガイドを養成しその活用を進める。

同時に滞在型・体験型に移行するなど、行政・町民挙げて手腕を発揮し、人々をわが町に呼び込むべである。

次の3点について町長の考えをお伺いする。

- ①考古館・ふるさと館の発展的統合。
- ②ボランティアによる民間ガイドの養成。
- ③見る観光から滞在・体験型観光へ。

町長

①蝦夷文化考古館は、アイヌ民族の生活を知る上での貴重な資料を展示し、昭和41年に寄贈された

施設であり、ふるさと館は昭和54年に設置し、開拓当時から資料を展示し、幕別町の歴史を学ぶことのできる施設であり、両施設を観光パンフに掲載するなどPRを図っているが、両施設を統合し宿泊施設を加えた新たな施設として設置することは大変難しい。

②全国的には、アウトドア関係の「山岳」「カヌー」「ラフティング」「自然」などそれぞれの分野で高い専門技術を身に付けた資格を取得している認定ガイドや、各団体や市町村が認定している観光ボランティアガイドがある。

観光ボランティアについても史跡等の案内や、インフォメーションセンターでの案内業務、春の山菜取りや秋の紅葉を楽しむなどの体験型のガイドなど幅広く行われ、運営主体もNPO法人から団体、個人などいろいろな形態で行われている状況である。

本町としてもその必要性や活用方法も含め、観光物産協会とも協議し調査研究をしたい。

③本町における、体験型観光として、イチゴ狩りや農作物の収穫・搾乳等ができる体験農場、地場の農畜産物を材料にして食品加工体験ができる味覚工房等があり、本町の基幹産業である農業の体験、地場産品を活用し、地域の歴史、生活文化、風土が伝えられる地域づくり、環境づくりを進めていかなければならない。

昨年策定した、農村滞在型余暇活動機能整備計画に基づき、グリーンツーリズムに積極的に取り組む地元農業者の研究・実践を支援

し、地域産業と連携した体験型産業観光の振興に取り組みたい。

忠類地域においては、道の駅「忠類」エリア内に、温泉施設、ナウマン象記念館、物産センター、ナウマン公園、パークゴルフ場、キャンプ場などの滞在・体験施設が集約され、さらに内容を充実させるため物産センターを移転新設するなど、自然・文化・人々との交流をいかした滞在・体験型観光の充実を図ってきたい。



ナウマン象記念館

交通安全指導員の今後について



交通安全指導の様子



問

指導員は、交通安全の啓発・指導のみだけでなく、学校の登下校の時の声かけや学校や家庭での心配事などを聞き、日常の会話で児童と交流を深めている。

また、犯罪の抑止でも大切な役割を担っている。

帯広市では、指導員の配置の存続が問題となっているが、幕別でも同様に廃止

されると通学の安全確保が心配である。従って交通安全指導員の今後について伺う。

町長

交通安全指導員の、廃止の考えはないが、宅地開発が進められ、児童数が増える地区や減る地区があり、指導員の配置箇所の見直しについて、教育委員会や学校と協議していきたい。

学童保育所の指導員について



問

子育て世代の収入が抑えられ、共働きや一人家庭が増えていく中で、学童保育を必要とする家庭の子どもが増えている。学童保育所は家庭に変わる毎日の生活の場でもある。子どもたちの体や心の状態、家庭環境の把握も含めた保護者との緊密な連携、子どもたちと指導員の信頼関係がなくては目的が果たせない施設である。従って次の2点について伺う。

- ①学童保育所の指導員に基準を設けること。
- ②指導員の交流・研修を行うこと。

教育長

①町内5カ所の学童保育所の基準となる指導員内容は、遊戯、自主学習を通じた指導が主なものだが、それぞれの施設の状況や通所児童数が異なり、通学区域の小学校との連携に重きを置いて、地域事情に即した運営形態をとることから、それぞれの学童保育所の特

色であると考えている。

②年3回の指導員会議での意見交換により、各学童保育所間での運営方法等に極端な違いが生じないように努めている。

子どもが健全に成長するための教育を



問

大人の性非行と呼ばれるセクハラ、痴漢、DVなど、またインターネットや雑誌などで性情報が流され、子どもや若者に関心のある性の知識が歪められている。科学的で人権の視点を重視した性を語る必要がある。従って次の2点について伺う。

- ①小中学校での性教育の状況は
- ②学校、PTA、地域で連携した取組みの方向性は

教育長

①各学校では、指導要領に基づき、性教育計画をたて保健指導年間計画に位置付け実施している。

小学校では学級活動や保健の時間に年間3時間程度

実施し、担任の指導により、学習しているほか、理科や道徳などで、性に関する内容を結びながら総合的に学習している。

中学校では、担任や養護諭から、学級活動、総合の時間、保健体育の授業の中で指導を受け学習し、道徳の時間では生命を尊重することや、男女のあり方、親子関係から家族への理解など、社会における自分を知る学習を行っている。

②児童生徒に対する性教育は、学校だけでなく、社会全体の課題として位置付け対応しなければならぬと考え、最も身近な大人である保護者が家庭でできる性教育も大変重要であると考えているが、親として子どもと話し合い、指導するには一定の知識や指導技術も必要となることから、そのための研修として、PTAの研修会を活用し性に関する講演会を開催するなど各家庭でも家庭の教育力を生かせる取り組みを行っている。

道立高校再編

計画について

問 道教委は道立高校の配置のあり方を示す指針の素案を公表した。

1学年3学級以下は原則再編、2学級以下は統廃合か地域キャンパス化、市町村への移管を進めるとしている。

北海道全体では5割近い110校、十勝管内では10校が対象となり、幕別高校も含まれている。地域の高校をなくさず、生徒・保護者・地域の願いを十分に生かす計画とするよう道に対し運動をすべき。

町長 幕別高校は現在1学年3学級であり、指針によると再編対象となり、状況によっては、地域に与える影響や子ども達の通学の負担増など大きな課題であると認識している。

教育委員会、PTA連合会、各関係機関と十分に連携を図り対応したい。



幕別高校

予防医療の充実を

問

2005年度から婦人科検診、乳がん検診が変わり検診間隔が2年に1度となった。隔年だと

利用しづらいとの声があるので、毎年実施すべき。また、予防医療として肺炎球菌ワクチンの助成を実施している自治体がある。一度の注射で5年以上の効果がある

あり、世界保健機関も奨励している。

町民の健康を守るためにも予防接種などの予防医療の充実が必要。幕別でも実施を。

町長 国の指針に基づき、

肺炎球菌ワクチンは、接種すると肺炎球菌に感染する機会の多い23種の型に対する免疫をつけ、1回の接種で5年間の効果があると

広域連携による税滞納整理事務について

問

町政執行方針で、十勝圏複合事務組合の「事務として「税滞納整理組合事務」の平成19年4月実施に向け準備に入ると示された。これまで市町村が町民個々の実態をつかみながら進めてきたが、広域で行うと町民個々の状況とは関係なく滞納整理にあたる危険性があり、広域連携にすべきではないと考えるが。

町長 景気の低迷や、様々

されているが、再接種をすると副反応が出る理由で、一生に一回しか接種できないとされている。

厚生労働省の調査研究では、高齢者に対し有効性を示す一方、効果を疑問視する意見もあり、肺炎球菌ワクチンの効果は完全には確立されていないことから、本町としてはワクチンの助成は現在のところ考えていないが、今後、国の調査の推移を見守り判断したい。

るのである。



滞納者に対する対応は、従来どおり「幕別町町税及び使用料等収納率向上推進本部」の推進方針に基づき、納税相談や指導、臨戸訪問などきめ細かな対応を実施するが、税滞納整理機構に引き継ぐ案件については、差押さえ等滞納処分が必要な事案の中から大口滞納で納税に対する誠意が見られず、税の公平性を確保しなければならぬ事案、市町村では整理困難な事案などが引き継ぎ対象となり、滞納事務すべてを引き継ぐということではない。

三位一体の改革に伴い、市町村への税源委譲が実施される中、市町村税の収入未済額を圧縮していくことは、十勝圏の関係市町村の共通の課題であり、関係市町村が一致団結して取り組んでいくことが重要である。